



保土谷化学

HODOGAYA

第164期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 日本工業倶楽部 2階大会堂
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/4112/>



株主懇談会及びお土産の取り止めのお知らせ

例年、株主総会終了後に開催しておりました株主懇談会、及び、ご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年についても中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 4112

Your Dream is Our Business

化学で夢のお手伝い

保土谷化学グループ 経営理念

私たちは、化学技術の絶えざる
革新を通じ、
お客様が期待し満足する
高品質の製品・サービスを
世界に提供し、
環境調和型の生活文化の
創造に貢献します。

第164期のハイライト

決算

▶ 売上高

機能性色素と機能性樹脂セグメントでの増収により、増収

▶ 営業利益

販売費及び一般管理費が増加したものの、売上高の増加により、増益

▶ 経常利益

営業利益の増加により、増益

企業

▶ 当社グループは、2021年度より新たな中期経営計画「SPEED 25/30」をスタートさせました。その内容は、招集ご通知の12～14ページ及び21～24ページに記載のとおりです。

▶ サステナビリティ経営の広がりへの対応、中期経営計画「SPEED 25/30」におけるサステナビリティの実現を目的に、CSR委員会を発展的に解消し、サステナビリティ推進委員会を設置し、「サステナビリティの方針」を制定いたしました。

目次

経営理念

招集ご通知

第164期定時株主総会招集ご通知 3

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 7

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件 9

(添付書類)

事業報告 12

連結計算書類 48

計算書類 50

監査報告 52

(ご参考) TOPICS 59

第164期決算内容等の映像配信について

本招集通知にてご案内している第164期決算の事業報告の内容等につきましては、当社ウェブサイトにて、映像として配信しております。

株主の皆様へ

証券コード 4112
2022年6月2日

東京都港区東新橋一丁目9番2号
保土谷化学工業株式会社
取締役社長 松本 祐人

第164期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第164期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではありますが、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただきます。
株主の皆様におかれましては、書面又はスマート行使もしくはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、**株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。**
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2022年6月23日（木曜日）午後5時45分まで**に、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。 敬具

記

1 日 時 **2022年6月24日（金曜日）午前10時**（受付開始：午前9時）

2 場 所 **日本工業倶楽部 2階大会堂**

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3 目的事項

- 報告事項**
- 第164期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類
監査結果報告の件
 - 第164期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の書類をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結計算書類の連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」
 従って、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、同ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.hodogaya.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合

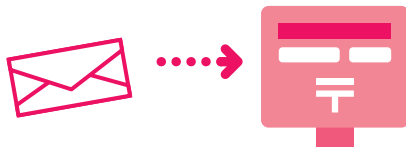


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に会場受付にご提出ください。**

開催日時 2022年6月24日(金) 午前10時より

開催場所 日本工業倶楽部 2階大会堂

郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

*同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 2022年6月23日(木) 午後5時45分到着分まで

スマート行使又はインターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコンから議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は6ページをご参照ください。

行使期限 2022年6月23日(木) 午後5時45分入力完了分まで

※書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う当社の対応について

<株主様へのお願いとご案内>

- 新型コロナウイルスへの感染予防のため、本定時株主総会におきましては、株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、**当日のご出席を見合わせられ、書面又はスマート行使もしくはインターネットによって議決権をご行使されますことをご推奨申し上げます。**

行使期限は、2022年6月23日（木）午後5時45分 到着又は受付分までです。

詳細については招集ご通知の6ページをご参照ください。

- 接触感染のリスクを低減させるため、本定時株主総会におきましては、**株主懇談会の開催及びお土産の配付を取り止め**させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、くれぐれもご無理をなさらず、慎重にご判断いただけますようお願い申し上げます。

<ご来場される株主様へのお願いとご案内>

- 当日は、会場入り口で検温をさせていただきます。その際、発熱又は体調が悪いと認められる方には入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
- 会場内では、マスクの常時ご着用や、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- 本定時株主総会につきましては株主様の安全を最優先に考え、ソーシャルディスタンス確保のため入場制限をさせていただきます場合がございます。**

<当社の対応>

- 役員及びスタッフは、マスクを着用させていただきます。
- 役員及びスタッフは、当日検温を行い、体調を十分確認のうえ、参加いたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。（<https://www.hodogaya.co.jp/>）

スマート行使、インターネットによる議決権行使のご案内

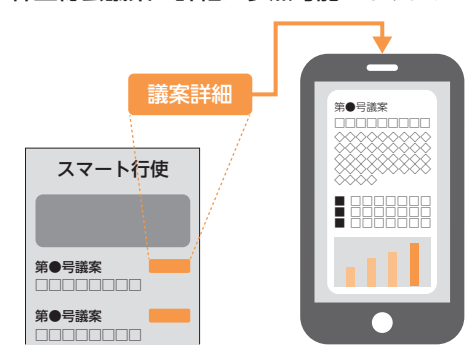
1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で株主総会議案の詳細が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



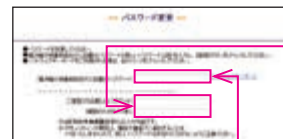
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ)ご自身で新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款

変更案

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

<削 除>

現行定款

変更案

<新 設>

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

<新 設>

(附則)

1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。

3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

まつもと ゆうと

松本 祐人

(1960年11月19日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2004年6月 HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A), INC. 取締役社長
2010年4月 当社電子・色素材料事業部長
2012年4月 当社イメージング材料事業部長
2013年4月 当社事業推進部長
2014年4月 当社執行役員事業推進部長
2015年6月 当社取締役兼常務執行役員
2016年11月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会終結時） 7年
- 所有する当社の株式数 7,800株
- 2021年度における取締役会への出席状況 16/16回

取締役候補者とした理由

1983年4月の入社以降、研究開発部門の業務を経て、海外を含めた営業部門の業務に携わり、2016年11月当社代表取締役社長に就任いたしました。以降も、豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号

2

かさはら かおる

笠原 郁

再 任

(1956年7月18日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2009年4月 当社研究企画管理部長
 2010年4月 当社執行役員研究開発部長
 2015年4月 当社執行役員研究開発部門副総轄
 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員
 2018年1月 当社常務執行役員
 2019年11月 当社専務執行役員
 2020年6月 当社取締役兼専務執行役員 現在に至る

● 取締役在任年数（本総会終結時）※ 2年

● 所有する当社の株式数 5,000株

● 2021年度における
 取締役会への出席状況 16/16回
 (取締役就任後)

取締役候補者とした理由

1981年4月の入社以降、研究開発・生産部門の業務に携わり、現在は、当社グループの研究開発部門・生産部門の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

※2015年6月～2017年12月までの取締役在任期間は含みません。

株主総会参考書類

候補者番号

3

つじつぐ けんじ
辻次 賢二

(1962年11月12日生)

新任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員福岡営業部長
- 2013年7月 株式会社みずほ銀行執行役員福岡営業部長
- 2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務
金融・公共法人ユニット長
株式会社みずほ銀行常務執行役員金融・公共法人ユニット長
- 2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員
大企業・金融・公共法人カンパニー副担当役員
みずほ証券株式会社常務執行役員金融公共本部長
- 2019年4月 みずほ証券株式会社常務執行役員グローバル投資銀行部門営業担当役員
- 2021年4月 当社常務執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会最終時） 一年
- 所有する当社の株式数 400株
- 2021年度における
取締役会への出席状況 一回

取締役候補者とした理由

2021年4月の入社以降、銀行・証券時代の豊富な経験と知識を活かしながら、当社グループの経営企画・経理の業務に携わり、現在は、経理の総轄、経営企画の副総轄として、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

※各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

※各候補者の当期末の担当は、招集ご通知の29ページ及び30ページに記載しております。

※当社は、松本祐人氏及び笠原郁氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

当社は、松本祐人氏及び笠原郁氏が再任された場合には、同氏との間の上記補償契約を継続する予定であります。

また、辻次賢二氏の選任が承認された場合には、同様の補償契約を締結する予定であります。

※当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、当社は、各候補者の任期途中である2022年12月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

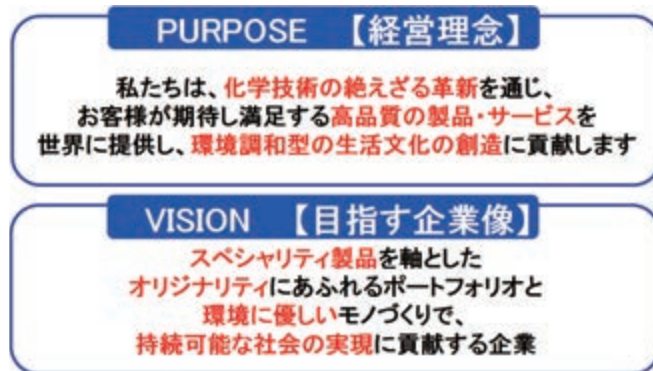
以上

1 当社グループの現況

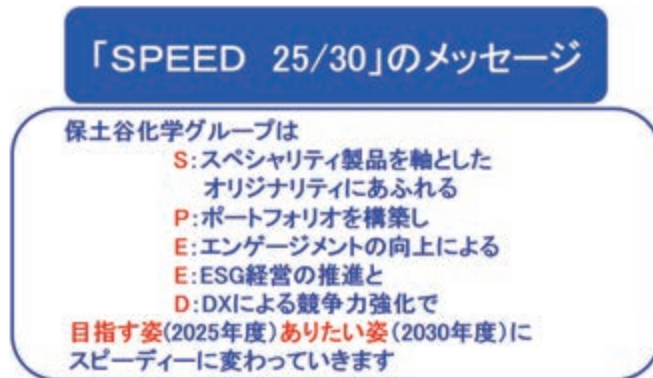
1. 当社グループの概況

当社グループは2021年4月、新たな中期経営計画「SPEED 25/30」を始動させました。名称の由来は、スペシャリティ製品 (S)、ポートフォリオ (P)、エンゲージメント (E)、ESG経営 (E)、DX (D) の頭文字を組み合わせたもので、2025年度の目指す姿、2030年度のありたい姿にスピーディーに変わっていくという当社グループの方向性を象徴するものです。当社グループはまた、事業やCSRを通じた社会課題解決のプロセスが、すなわち企業価値創出のプロセスであると認識し、引き続き、お客様の期待に応える高品質な製品・サービスを開発・提供することによって、環境調和型の生活文化の創造に貢献していきます。

経営理念と中期経営計画「SPEED 25/30」



「SPEED 25/30」のメッセージ



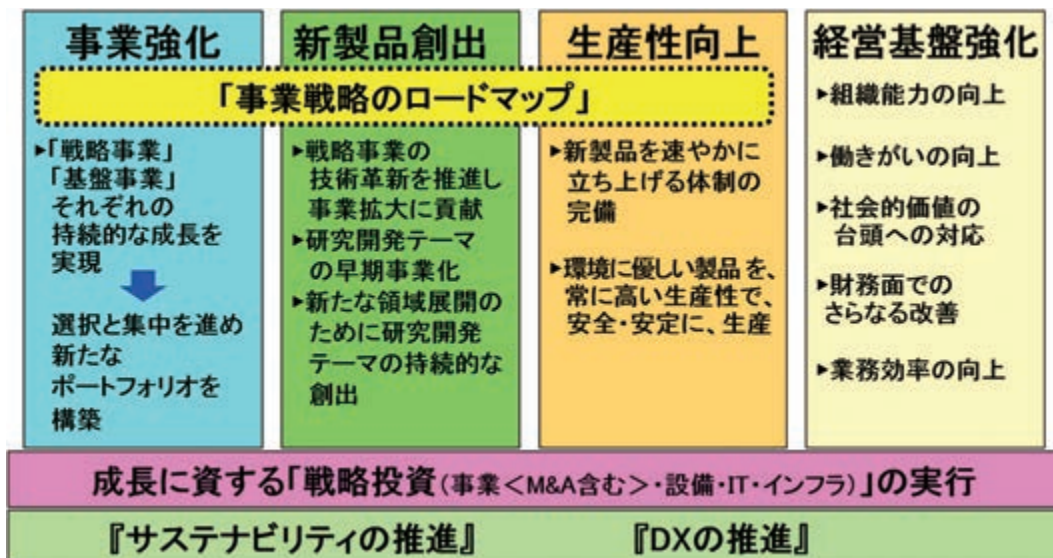
事業報告

2021年4月より、2030年度までの10年間を対象とする本中計の策定に当たっては、2050年までのメガトレンドを意識した上で、2030年度の「ありたい姿」を設定。そこからバックキャストするかたちで10年間の成長シナリオを描きました。

「SPEED 25/30」のフェーズ1である前半5年間は、既存事業の強化や新製品の創出などにより、当社グループが推進する「事業戦略のロードマップ」の進捗をより確かなものとしていきます。

当社グループが今後も継続的に発展していくためには、「環境と化学の調和」に役立つ製品・サービスを積極展開すると同時に、組織体制面におけるサステナビリティの取り組みを加速し、持続可能な地球と社会に貢献することが欠かせません。そこで「SPEED 25/30」では、サステナビリティ推進委員会を中核組織として、ガバナンス、リスク管理、戦略の各側面からサステナビリティの確保に努めていくことを明示しました。当社グループはこれから先も、環境調和型の生活文化創造に貢献することを謳った経営理念を堅持し、経済産業の発展と人びとの豊かな生活の実現を追求してまいります。

フェーズ1：2025年度までの当社グループの「目指す姿」



サステナビリティの推進

- ▶ 戦略的対応組織として、「サステナビリティ推進委員会」の下に地球環境の保護・改善に関する活動を推進する「地球環境分科会」、TCFD提言に対応した活動を推進する「TCFD分科会」を設置
- ▶ 委員会、分科会で検討した内容は、取締役会および経営会議に付議・報告し、経営陣一体となって取り組む

- ▶ 「リスクマネジメント委員会」を定期的開催し、全社的なリスク認識・評価、リスク軽減策を討議し、経営会議および取締役会に報告
- ▶ 気候関連リスクについては、ディザスターリスクの一つとして認識
- ▶ 「TCFD分科会」において、気候関連リスクの不確実性等に対応するため、2℃目標等の気候シナリオの手法に沿って、リスクと機会を認識し、具体的な施策を検討

サステナビリティ方針 (基本的な考え)

「経営理念【PURPOSE】」「目指す企業像【VISION】」に従い、中長期的に持続可能な地球・社会の実現に向けた責任を果たすため、「経済利益の追求と社会課題の解決を両立させ、すべてのステークホルダーに価値を提供する」を基本とし、サステナビリティ活動を積極的に推進していく

ガバナンス

戦略

- ▶ 2030年を見据えた長期的な視点で予測されるリスクをTCFDのリスクカテゴリーに分類し、2℃目標等の気候シナリオ分析を進め、解析結果から以下について検討する
- ・【リスク】移行リスクと物理リスクそれぞれについての対応策
- ・【機会】気候変動の緩和・適応の両面から、新たに取り組む

リスク管理

目標と指標

- ▶ 従来の取り組みに加え、再生可能エネルギー活用の可能性、ICP (Internal Carbon Pricing) 導入による二酸化炭素排出削減等を織り込んだ目標設定を実施

事業報告

2. 当期の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い停滞している経済活動に持ち直しの動きが見られたものの、原燃料価格の高騰や世界的な海上輸送の混乱、及びロシアのウクライナ侵攻等に伴う地政学リスクの高まり等、先行きが不透明な状況は継続しています。

このような情勢下、当期の売上高は、41,879百万円（前期は41,199百万円）になりました。

損益面では、営業利益は、6,421百万円（前期は5,444百万円）となりました。

また、経常利益は、6,914百万円（前期は5,841百万円）、

親会社株主に帰属する当期純利益は、3,251百万円（前期は3,119百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を当連結会計年度の期首から適用しておりません。

当事業年度の期末配当金につきましては、「ステークホルダーへの還元に関する方針」に基づき、「SPEED 25/30」における株主還元の考え方と業績動向を踏まえ、前事業年度の期末配当金より5円増額の1株当たり30円とし、中間配当金を含めた年間の配当金は1株につき60円とさせていただきます。

売上高	前期比	営業利益	前期比
418億79百万円	1.6%増 ↗	64億21百万円	17.9%増 ↗
経常利益	前期比	親会社株主に帰属する当期純利益	前期比
69億14百万円	18.4%増 ↗	32億51百万円	4.2%増 ↗
1株当たり配当金	前期比	期末	前期比
中間 30円	5円増 ↗	30円	5円増 ↗

セグメント別売上高構成比

【その他】

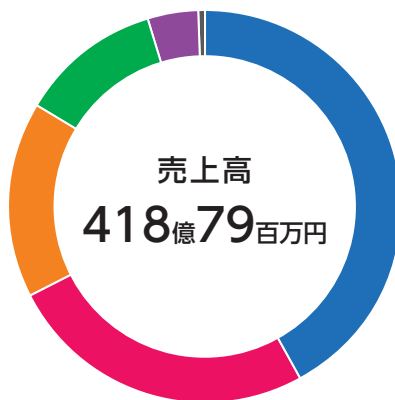
0.4% 1億64百万円
[前期比 4.2%減]

【物流関連】

4.3% 17億80百万円
[前期比 3.7%減]

【アグロサイエンス】

11.6% 48億38百万円
[前期比 12.9%減]



【機能性色素】

42.0% 175億81百万円
[前期比 6.5%増]

【機能性樹脂】

25.7% 107億60百万円
[前期比 4.9%増]

【基礎化学品】

16.1% 67億53百万円
[前期比 1.6%減]

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

セグメント	事業	主要な製品・業務
機能性色素	有機E L 材料	輸送材料、発光材料、表面保護材料、PCR診断キット用材料
	イメージング材料	トナー用電荷制御剤、有機光導電体材料
	色素材料	アルミ着色用染料、文具用染料、カラートリートメント用染料、食品添加物
機能性樹脂	樹脂材料	ウレタン原料、接着剤、剥離剤
	建築材料	ウレタン系の土木・建築用材料、防水・止水工事
	特殊化学品	医薬・樹脂材料・電子材料用の各種中間体
基礎化学品	工業薬品	過酸化水素及び誘導品、その他工業用基礎原料
アグロサイエンス	農業	除草剤、殺虫剤、酸素供給剤
物流関連	物流関連	倉庫業、貨物運送取扱業、ISOタンクコンテナ保管事業

※有機E L 材料事業は、当社、SFC CO., LTD.及びHODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD.にて開発・製造・販売を行っております。

※建築材料事業は、当社及び保土谷建材(株)にて製造・販売を行っております。

※農業事業は、当社、保土谷UPL(株)及び保土谷アグロテック(株)にて製造・販売を行っております。

※物流関連事業は、保土谷ロジスティックス(株)にて行っております。

事業報告

機能性色素 セグメント



売上高 **175億81百万円**

前期比 6.5%増 ▲

16,503 17,581

2021年3月期 2022年3月期

営業利益 **45億98百万円**

前期比 14.2%増 ▲

4,028 4,598

2021年3月期 2022年3月期

色素材料事業は、アルミ着色用染料でスマートフォン向けの販売が堅調に推移し、文具用染料もコロナ禍での需要減から回復したこと等により、増収となりました。

有機EL材料事業は、スマートフォン向けディスプレイ分野において、有機ELパネルの需要が引き続き増加したことに加え、当社の子会社におけるPCR診断キット用材料で、前年度第1四半期での特需は収まりましたが、安定して販売を継続できており、有機EL材料事業全体としては大幅な増収となりました。

イメージング材料事業は、プリンター向け材料の需要が段階的に回復したことにより、大幅な増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、175億81百万円、営業利益は45億98百万円となりました。

機能性樹脂 セグメント



売上高 **107億60百万円**

前期比 4.9%増 ▲

10,255 10,760

2021年3月期 2022年3月期

営業利益 **8億88百万円**

前期比 147.6%増 ▲

359 888

2021年3月期 2022年3月期

建築材料事業は、材料販売が好調に推移し、増収となりました。

また、樹脂材料事業は、ウレタン原料での原材料の高騰に伴う値上げや、タイヤ用接着剤でのコロナ禍からの需要回復等に伴い、大幅な増収となりました。

さらに、特殊化学品事業は、医薬向け及び剥離剤向け等が好調に推移したことから、大幅な増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、107億60百万円、営業利益は8億88百万円となりました。

基礎化学品 セグメント



売上高

67億53百万円

前期比 1.6%減

6,866

2021年3月期

6,753

2022年3月期

営業利益

2億91百万円

前期比 33.2%減

436

2021年3月期

291

2022年3月期

過酸化水素は、紙パルプ向け等の需要がコロナ禍から回復したことに加え、工業薬品向けで半導体市場を中心に需要が好調に推移したことから、大幅な増収となりました。

一方で、過酸化水素誘導品は、飲料ボトル洗浄向けや内視鏡除菌向けがコロナ禍での需要減から回復したものの、衣料用漂白剤や家庭用洗浄剤向けで一部設備の制約による生産量の落ち込みにより、減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、67億53百万円、営業利益は2億91百万円となりました。

アグロサイエンス セグメント



売上高

48億38百万円

前期比 12.9%減

5,554

2021年3月期

4,838

2022年3月期

営業利益

3億30百万円

前期比 48.3%増

222

2021年3月期

330

2022年3月期

家庭園芸向け除草剤の需要は引き続き拡大しており、増収となりましたが、ゴルフ場向け除草剤で顧客の在庫調整により販売が減少したこと等から、減収となりました。

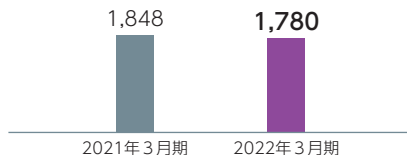
以上の結果、当セグメントの売上高は、48億38百万円、営業利益は3億30百万円となりました。

事業報告

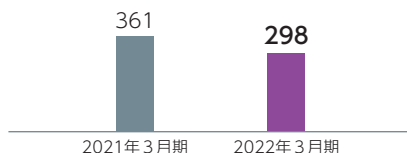
物流関連 セグメント



売上高 17億80百万円
前期比 3.7%減



営業利益 2億98百万円
前期比 17.4%減



コロナ禍からの経済活動再開に伴い、輸出の取扱量は堅調に推移したものの、大口顧客の保管量が減少したこと等により、前期並みとなりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、17億80百万円、営業利益は2億98百万円となりました。

※当期より、セグメント別の業績をより適切に評価管理するため、費用の配賦基準を変更しております。

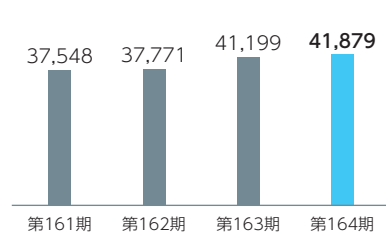
当該変更に伴い、前期において、機能性色素セグメント利益が153百万円増加、機能性樹脂セグメント利益が151百万円増加、基礎化学品セグメント利益が258百万円減少、アグロサイエンスセグメント利益が45百万円減少しております。

(2) 設備投資の状況

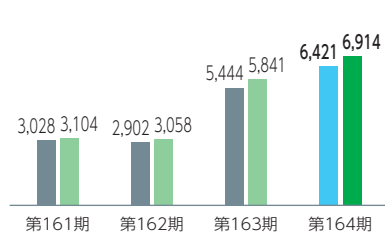
当期における設備投資の総額は、約19億円であります。

3. 財産及び損益の状況

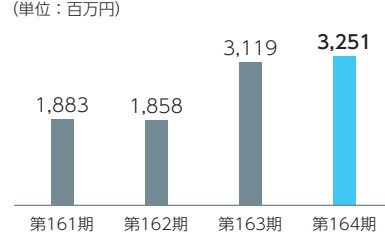
売上高 (単位：百万円)



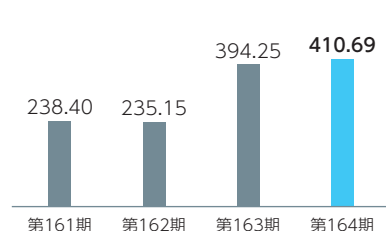
営業利益 / 経常利益 (単位：百万円)



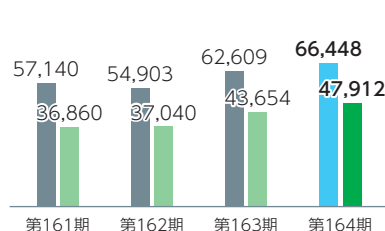
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 / 純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分	単位	第161期 (2019年3月期)	第162期 (2020年3月期)	第163期 (2021年3月期)	第164期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	37,548	37,771	41,199	41,879
営業利益	(百万円)	3,028	2,902	5,444	6,421
経常利益	(百万円)	3,104	3,058	5,841	6,914
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,883	1,858	3,119	3,251
1株当たり当期純利益	(円)	238.40	235.15	394.25	410.69
総資産	(百万円)	57,140	54,903	62,609	66,448
純資産	(百万円)	36,860	37,040	43,654	47,912
1株当たり純資産額	(円)	4,299.75	4,294.69	4,885.72	5,230.81

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、また1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により、算出しております。

※「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

事業報告

4. 対処すべき課題

中期経営計画「SPEED 25/30」の2021年度の進捗状況につきましては、招集ご通知の15～19ページに記載のとおりです。

2021年度の進捗状況を踏まえた上で、2025年度までの当社グループの「目指す姿」に向けて、2022年度以降に取り組む重要施策は、下記のとおりです。

事業強化
▶有機EL:技術サービス拠点の設置（顧客との関係性強化、技術紹介）
▶環境対応型アルミ着色用染料の上市
▶BIO-PTGの上市
▶農業用過酸化物の事業拡大
新製品創出
▶有機EL、環境対応型アルミ着色用染料、新規ポリオールの開発推進
▶有機正極材料、有機太陽電池材料、近赤外線吸収材料の新規テーマの探索を推進
生産性向上
▶アルミ着色用染料の増産体制の確立
▶ホスゲン誘導体の増設検討と推進
▶新製品開発に資する試作専用設備の設置
▶原単位削減のコストダウン
経営基盤強化(DXの推進)
▶業務改革の推進と基幹システムの更改に向けた各種検討の推進

気候変動への対応【TCFD提言に基づく開示】

▶基本的な考え方

当社グループは、2021年度から開始している、中期経営計画「SPEED 25/30」のVISION（目指す姿）に掲げる持続可能な地球・社会の実現に向けた責任を果たすため、「経済利益の追求と社会課題の解決を両立させ、全てのステークホルダーに価値を提供する」ことを基本としています。

「SPEED 25/30」のVISION（目指す姿）は、「スペシャリティ製品を軸としたオリジナリティにあふれるポートフォリオと環境に優しいモノづくりで、持続可能な社会の実現に貢献する企業」とし、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を重要な経営課題であると位置づけております。

TCFDの提言に対しては、化学企業として気候変動に真摯に向き合い、その取組みを推進し、積極的な開示に努めて参ります。

▶気候変動に関するガバナンス

【サステナビリティ推進委員会】

- ・当社の「経営理念」、「企業行動指針」に従い、持続可能な地球・社会の実現に向けた責任を積極的に推進していくための委員会組織です。
- ・その下部組織として、従来からの「RC・QM分科会」に加え、地球環境の保護・改善に関する活動を推進する「地球環境分科会」、TCFD提言に対応した活動を推進する「TCFD分科会」を設置しております。
- ・委員会、分科会の討議内容は、取締役会および経営会議に付議・報告し、経営陣が一体となって取組んでおります。

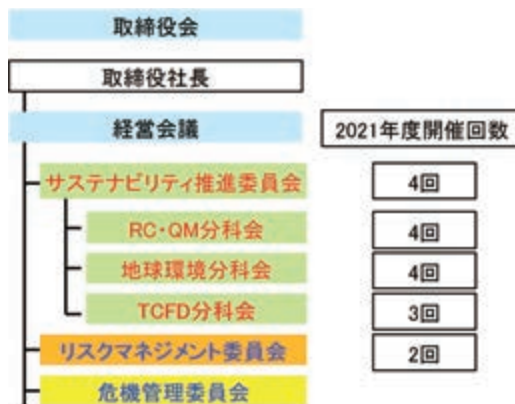
【リスクマネジメント委員会】

- ・全社的なリスク認識・評価、リスク軽減策を討議しております。
- ・「TCFD分科会」で進める気候変動に関するリスクと機会の認識およびその対応についても、リスクマネジメント委員会の中で「環境リスク」として、討議していきます。
- ・委員会での討議内容は、取締役会および経営会議に付議・報告しております。

▶戦略・リスク分析

【戦略】

中期経営計画「SPEED 25/30」の事業戦略「新たなポートフォリオへの展開」を進めることで、生産量増加が見込まれますが、2030年を見据えた長期的な視点で予測されるリスクをTCFDのリスクカテゴリーに分類し、気候シナリオ分析を進めております。シナリオ分析の解析結果から、移行リスクと物理リスクへの対応と機会について、新たな取組みを含め、推進して参ります。






事業報告

【シナリオ分析】

リスク・機会 項目			リスク	機会
移行リスク 1.5℃シナリオ	政策 規制	・エネルギー関連法規制強化	○	
		・CO2削減		
		環境マネジメントの強化	○	
	技術	環境対応のための新技術の創出	○	○
	市場	環境重視の市場形成	○	○
	評価	ステークホルダーの環境重視行動	○	○
物理的リスク 4.0℃シナリオ	慢性	平均気温の上昇	○	○
	急性	地震、台風、水害の増加	○	

※ 脱炭素社会への移行に伴うリスクを「1.5℃シナリオ」、気候変動の激甚化に伴うリスクを「4.0℃シナリオ」として分析しています

【移行における主な事業機会】

セグメント	機会
機能性色素 	<ul style="list-style-type: none"> ▶アルミ着色用染料 <ul style="list-style-type: none"> ー環境対応型製品の開発による販売の拡大 ▶バイオ事業 <ul style="list-style-type: none"> ーPCR診断用材料から医療用への展開
機能性樹脂 	<ul style="list-style-type: none"> ▶PTG(ポリウレタン材料) <ul style="list-style-type: none"> ーバイオ化によるグリーンケミカルの推進
基礎化学品 	<ul style="list-style-type: none"> ▶水素 <ul style="list-style-type: none"> ー水素社会到来による事業機会の拡大
アグロサイエンス 	<ul style="list-style-type: none"> ▶過酸化水素・誘導品 <ul style="list-style-type: none"> ー農業資材分野への用途拡大

▶指標と目標

当社グループは、中期経営計画「SPEED 25/30」で、非財務目標として

- ・二酸化炭素の削減
- ・エネルギー原単位の削減
- ・産業廃棄物発生量の削減

を掲げており、「地球環境分科会」にて検討のうえ、「サステナビリティ推進委員会」で議論を実施し、取締役会・経営会議にて進捗を確認しております。

▶二酸化炭素削減について

当社が排出する温室効果ガスのほとんどが、エネルギー起源の二酸化炭素です。今後、生産量増加が見込まれる中、2030年度を見据えた長期的視点で緩和と適応の両面から気候変動対応に取り組めます。

二酸化炭素削減を促進するため、自らの炭素排出量に対して、価格付けを行う、ICP（Internal Carbon Pricing）についても、2022年度から導入を開始しております。

低炭素社会に向けた気候変動対応として、投資を後押しできる体制としております。

経営目標（財務目標）

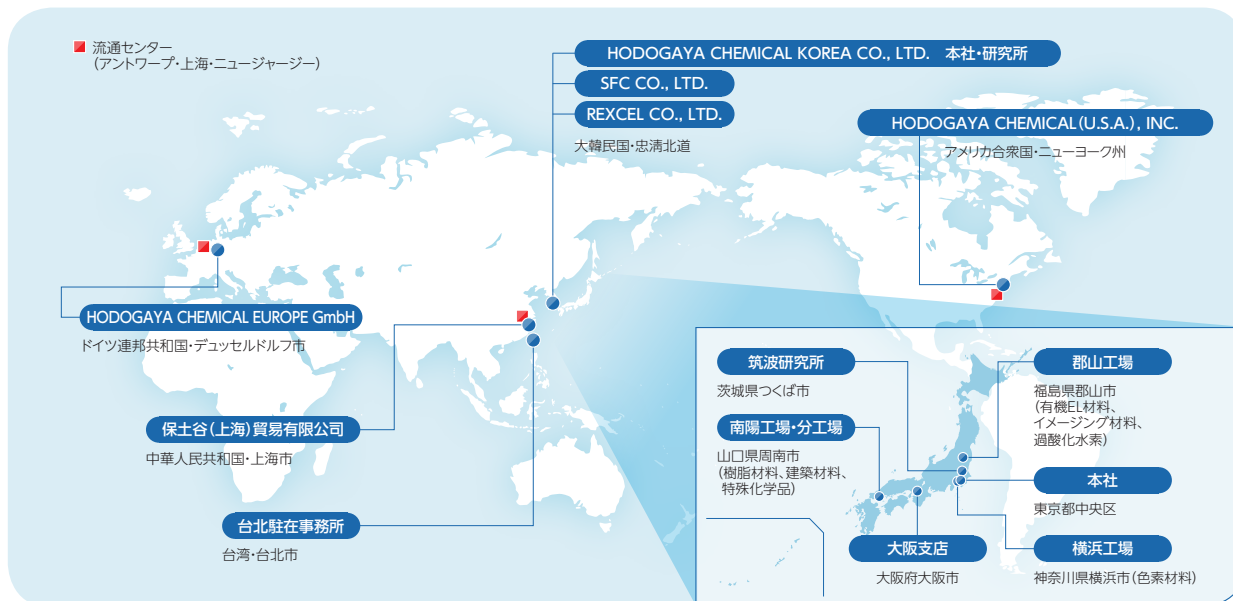
連結	2021年度実績	2022年度予想	2025年度経営目標
売上高	418億円	440億円	500億円
営業利益	64億円	43億円	75億円
営業利益率	15%	9.8%	15%
ROE	8%	—	9%

経営目標（非財務目標）

連結	2025年度経営目標
エネルギー原単位	0.606kl 売上高・百万円当たり
二酸化炭素排出量	0.868t 売上高・百万円当たり
産業廃棄物発生量	前年度発生量以下

事業報告

5. 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)



(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
桂産業(株)	30	100.0	化学品の仕入・販売
保土谷建材(株)	250	100.0	土木・建築材料の製造・販売
保土谷コントラクトラボ(株)	70	100.0	化学品の分析及び研究・開発 業務受託
保土谷ロジスティックス(株)	350	100.0	倉庫業、貨物運送取扱業
保土谷UPL(株)	290	60.0	農薬の製造・販売
保土谷アグロテック(株)	60	80.0	農薬の製造・販売
HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.) , INC.	(千US\$) 100	100.0	化学品の仕入・販売
SFC CO., LTD.	(百万ウォン) 2,317	54.8	有機E L材料及び精密化学品の 製造・販売
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD.	(百万ウォン) 562	86.7	化学品の仕入・販売及び開発
保土谷(上海)貿易有限公司	(千元) 2,100	100.0	化学品及びその原料の仕入・ 販売
HODOGAYA CHEMICAL EUROPE GmbH	(千ユーロ) 25	100.0	化学品及びその原料の仕入・ 販売

※議決権比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

②その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

事業報告

6. 主要な営業所、工場及び研究所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

本社	東京都中央区
営業拠点	大阪支店 (大阪市)
生産拠点	郡山工場 (福島県郡山市)、横浜工場 (横浜市)、南陽工場 (山口県周南市)
研究所	筑波研究所 (茨城県つくば市)
海外拠点	台北駐在事務所 (台湾 台北市)

※本社は、2022年5月6日より、東京都港区へ移転しております。

(2) 主要な子会社

国内

桂産業(株)	本社 営業拠点	東京都中央区 名古屋営業所 (名古屋市)、大阪営業所 (大阪市)
保土谷建材(株)	本社 営業拠点 研究所	東京都中央区 東京支店 (東京都中央区)、大阪支店 (大阪市)、 札幌営業所 (札幌市)、仙台営業所 (仙台市)、 名古屋営業所 (名古屋市)、福岡営業所 (福岡市) 開発研究所 (横浜市)
保土谷コントラクトラボ(株)	本社	茨城県つくば市
保土谷ロジスティックス(株)	本社 営業拠点	東京都中央区 郡山営業所 (福島県郡山市)、横浜営業所 (横浜市)、 南陽営業所 (山口県周南市)
保土谷UPL(株)	本社 研究所	東京都中央区 筑波研究所 (茨城県つくば市)
保土谷アグロテック(株)	本社 研究所	東京都中央区 筑波研究所 (茨城県つくば市)

国外

HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.), INC.	本社	アメリカ合衆国 ニューヨーク州
SFC CO., LTD.	本社 生産拠点 研究所	大韓民国 忠清北道 大韓民国 忠清北道 大韓民国 忠清北道
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD.	本社 研究所	大韓民国 忠清北道 大韓民国 忠清北道
保土谷 (上海) 貿易有限公司	本社	中華人民共和国 上海市
HODOGAYA CHEMICAL EUROPE GmbH	本社	ドイツ デュッセルドルフ市

7. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比
機能性色素	339名	46名増
機能性樹脂	105名	2名減
基礎化学品	62名	2名減
アグロサイエンス	35名	－
物流関連	41名	5名減
その他	23名	3名増
全社（共通）	229名	5名増
合計	834名	45名増

(2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
466名	17名増	41.2歳	16.7年

※平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位を四捨五入しております。

8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,122百万円
農林中央金庫	996百万円
株式会社三菱UFJ銀行	811百万円
株式会社東邦銀行	718百万円
株式会社山口銀行	644百万円

事業報告

2 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査等委員の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
取締役社長	代表取締役	松本祐人
取締役		笠原郁
取締役		砂田栄一
取締役 (常勤監査等委員)		蛭子井敏
取締役 (監査等委員)	(株)小林洋行 社外取締役 (監査等委員)	加藤周二
取締役 (監査等委員)		山本伸浩
取締役 (監査等委員)		坂井真樹

- ※加藤周二氏、山本伸浩氏及び坂井真樹氏は、社外取締役（監査等委員）です。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- ※蛭子井敏氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- ※山本伸浩氏は、長年にわたる金融機関の管理職や経営者として、リスク管理の経験や財務・会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。
- ※取締役（監査等委員）の蛭子井敏氏、加藤周二氏、山本伸浩氏及び坂井真樹氏とは、当社定款第30条により、責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
- ※当社は、取締役の松本祐人氏、笠原郁氏、砂田栄一氏、蛭子井敏氏、加藤周二氏、山本伸浩氏及び坂井真樹氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役が自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合及び各取締役が適切な防御活動を行わなかった場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としております。
- ※当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

※当期末における執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
社長執行役員	全般	松本 祐人
専務執行役員	新規テーマ探索プロジェクト、研究開発部、生産・技術管理部、環境安全部、郡山工場、横浜工場、南陽工場 総轄	笠原 郁
専務執行役員	経営企画部、関係会社の管理（他部門の分掌業務を除く）、業務改革推進部、法務部、内部監査部、秘書室 総轄	砂田 栄一
常務執行役員	南陽工場長 兼 分工場長 兼 (株)ジャスパー 取締役社長	佐々木 利徳
常務執行役員	内部統制部長 サステナビリティ推進部、人事部、内部統制部 総轄	佐藤 伸一
常務執行役員	IT統括部、総務部 総轄	遠山 正史
常務執行役員	保土谷（上海）貿易有限公司 董事長 事業推進部、カラー&イメージング事業部、有機EL事業部、機能化学品事業部、パーオキサイド事業部、アグロ事業部、大阪支店、関係会社の営業 総轄	中野 猛
常務執行役員	研究開発業務の補佐	横山 紀昌
常務執行役員	経営企画部長 経理部 総轄	辻次 賢二
執行役員	郡山工場長	村上 康雄
執行役員	カラー&イメージング事業部長、大阪支店長	加藤 博
執行役員	内部監査部長	松永 良治
執行役員	品質保証部長 品質保証部、購買部 総轄	中村 貞博
執行役員	アグロ事業部長	井口 裕之
執行役員	HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.), INC. 取締役社長	星川 光
執行役員	パーオキサイド事業部長	分目 文雄

事業報告

(2) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬 (現金)	業績連動報酬 (現金)	非金銭報酬 (自社株)	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	112	66	19	26	3
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	15	15	—	—	1
社外取締役	21	21	—	—	3
合計	149	103	19	26	7

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名です。

※監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。
当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

※役員退職慰労金制度は、2004年3月31日をもって廃止しております。

※社外取締役は、いずれも独立社外取締役であり、当社取締役会の社外取締役比率は、42.9%となっております。

※当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要及びその決定方法は、
以下項目「(3)報酬等の内容の決定に関する方針」に記載のとおりです。

※取締役 (監査等委員を除く) の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会決議により、代表取締役松本祐人に一任しております。
同代表取締役は、指名・報酬委員会の審議を経た内規に基づいて報酬額を決定しており、当該手続を経て取締役 (監査等委員を除く) の
個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役の報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると
判断しております。

※「固定報酬」と「業績連動報酬」の割合は、概ね60：40を目標としています。

※業績連動報酬は、短期業績連動報酬については主に前年度の当社グループの業績や、経営者個人の業績 (定量的な業績のみならず、
企業価値への貢献を含む) に基づき、中長期業績連動報酬については当社グループの中長期的な業績 (定量的な業績のみならず、
企業価値への貢献を含む) に基づき、両者の割合は概ね25：15を目標としています。

※非金銭報酬等として、取締役 (監査等委員を除く) に対して、退任時に、株式報酬を交付します。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア. 当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置付け、

- ・業績に見合った報酬
- ・企業価値向上への動機づけ
- ・株主利益との連動
- ・有能な人材確保・流出の防止

などを、取締役の報酬を決定する基本的な要件としております。

イ. 上記の考え方を踏まえ、取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で支払います。

その報酬額は、指名・報酬委員会の審議を経て、

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会にて、
 - ・監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議にて、
- 決定します。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定については、取締役会決議により、代表取締役に一任しております。

ただし、代表取締役は、指名・報酬委員会の審議を経た内規に基づいて報酬額を決定します。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の算定方法

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額について

- ・当社グループの業績（個別及び連結の売上高及び営業利益）
- ・入手しうる同業他社の取締役の報酬水準や、当社グループの執行役員・従業員給与等
- ・当社グループの企業価値向上への貢献度合い
- ・当社株主の利益との連動

などを総合的に検討し、またそれらとの整合性も考慮して決定します。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の「固定報酬」と「業績連動報酬」について

- ・それぞれの職責に応じた「固定報酬」として、各取締役の役位に応じて、職責・リーダーシップや、日常的な業務の遂行等に対して報いることを目的とします。

- ・「業績連動報酬」は、当社グループの企業価値の増大を図る観点から、「短期業績連動報酬」及び「中長期業績連動報酬」により構成されます。

「短期業績連動報酬」は、主に前年度の当社グループの業績や、

取締役個人の業績（定量的な業績のみならず、企業価値への貢献を含む）に基づきます。

「中長期業績連動報酬」は、当社グループの中長期的な業績

（定量的な業績のみならず、企業価値への貢献を含む）に基づきます。

- ・「固定報酬」と「業績連動報酬」の割合は、概ね60：40を目途とします。

「短期業績連動報酬」と「中長期業績連動報酬」の割合は概ね25：15を目途とします。

事業報告

ウ. 「固定報酬」と「業績連動報酬」の支給形態について

- ・「固定報酬」は、現金を支給します。
- ・「業績連動報酬」のうち、
「短期業績連動報酬」は、現金で支給します。
「中長期業績連動報酬」は、自社株にて支払います。

エ. 「中長期業績連動報酬」の支払時期について

「中長期業績連動報酬」の対価としての自社株は、取締役の在職時には交付せず、退任時に交付します。

この理由は、

- ・自社株を対価として支払うことにより、株主と同じ立場に立つこととなります。
- ・自社株の交付を退任時点とすることにより、退任に至るまで、当社グループの企業価値向上への動機づけとなります

ことなど、中長期的な当社グループの企業価値向上を狙いとしているからです。

③ 監査等委員である取締役の個人別の報酬額の算定方法

ア. 監査等委員である取締役の個人別の報酬額の算定方法について

- ・当社の取締役への報酬や、執行役員・従業員等の給与等
- ・コーポレートガバナンスの向上への寄与、即ち、「攻めのガバナンス」「守りのガバナンス」向上への寄与度
- ・有能な人材確保・流出の防止

などを総合的に検討し、またそれらとの整合性も考慮し、監査等委員である取締役の協議で決定します。

イ. 監査等委員である取締役の個人別の報酬額について

- ・「業績連動報酬」は支給しないとの前提に立ち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）とは別体系とし、「固定報酬」のみの支給とします。

④ 監査等委員会による意見陳述権

当社は、会社の機関設計として、監査等委員会設置会社を採用し、

独立社外取締役3名が過半数を占める監査等委員会に、監査等委員でない取締役の人事・報酬について、株主総会における意見陳述権が与えられ、人事・報酬に関与・助言を行える体制となっています。

この権利の適切な運用として、2022年5月の監査等委員会において、

「監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に係る意見の決定」を決議しています。

⑤ 取締役会の承認

当社は、上記の方針及び算定基準につきまして、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議します。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、幅広い業務経験と知見を有するかどうかといった観点から、独立社外取締役の候補者として選定しています。

これに基づき、当社は、加藤周二、山本伸浩、坂井眞樹の3氏について、東京証券取引所が定める独立役員として、届け出るとともに、補欠の監査等委員である取締役の山下裕二氏が取締役就任する場合には、東京証券取引所が定める独立役員として、届け出る予定であります。

なお、山本伸浩氏は、当社の主な借入先である金融機関出身であります。2009年5月に当該金融機関を退職し、13年を経過しているため、独立性に問題はないと判断しております。

また、補欠の社外取締役（監査等委員）の山下裕二氏も、当社の主な借入先である金融機関出身ですが、2008年3月に当該金融機関を退職し、14年を経過しているため、独立性に問題はないと判断しております。

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）加藤周二氏は、(株)小林洋行の社外取締役（監査等委員）であります。

同社と当社との間には、取引関係はありません。

事業報告

③当期における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況

地位及び氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 である取締役 加藤 周二	取締役会 16/16回 (100%)	<p>長年にわたる通商産業省（現 経済産業省）の行政官や経営者として、通商産業行政や国際業務、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。</p> <p>同氏には、これらの経験や知識を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に對する監督を果たしていただくことを期待しております。</p>
	監査等委員会 14/14回 (100%)	<p>実際、同氏は、取締役会において、これらの経験や知識に基づき、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、業務執行の妥当性・適法性を確保するため、有益な提言・意見表明等を行っており、当社の企業価値の継続的な向上に貢献しております。</p>
	指名・報酬委員会 12/12回 (100%)	<p>同時に、監査等委員として、業務執行の適法性や適正性、内部統制、財務状況等について監査を実施しており、業務執行に對する実効的な監査・監督の実現に貢献しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員長として、同委員会の議事運営を主宰し、その結果を取締役に報告する等、その職責を果たしております。</p>

地位及び氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 である取締役 山本 伸浩	取締役会	<p>16/16回 (100%)</p> <p>長年にわたる金融機関の管理職や経営者として、リスク管理の経験や財務・会計に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。同氏には、これらの経験や知識を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に対する監督を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>実際、同氏は、取締役会において、これらの経験や知識に基づき、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、業務執行の妥当性・適法性を確保するため、有益な提言・意見表明等を行っており、当社の企業価値の継続的な向上に貢献しております。</p> <p>同時に、監査等委員として、業務執行の適法性や適正性、内部統制、財務状況等について監査を実施しており、業務執行に対する実効的な監査・監督の実現に貢献しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、同委員会において適宜発言を行う等、その職責を果たしております。</p> <p>なお、同氏は、当社の主な借入先である金融機関出身ですが、2009年5月に当該金融機関を退職し、13年を経過しているため、独立性に問題はないと判断しております。</p>
	監査等委員会	<p>14/14回 (100%)</p>
	指名・報酬委員会	<p>12/12回 (100%)</p>
監査等委員 である取締役 坂井 眞樹	取締役会	<p>16/16回 (100%)</p> <p>長年にわたる農林水産省の行政官として、農林水産行政や国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。同氏には、これらの経験や知識を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に対する監督を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>実際、同氏は、取締役会において、これらの経験や知識に基づき、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、業務執行の妥当性・適法性を確保するため、有益な提言・意見表明等を行っており、当社の企業価値の継続的な向上に貢献しております。</p> <p>同時に、監査等委員として、業務執行の適法性や適正性、内部統制、財務状況等について監査を実施しており、業務執行に対する実効的な監査・監督の実現に貢献しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、同委員会において適宜発言を行う等、その職責を果たしております。</p>
	監査等委員会	<p>14/14回 (100%)</p>
	指名・報酬委員会	<p>12/12回 (100%)</p>

事業報告

3 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

※当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

※監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

※「当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」には、非監査業務として証明書の作成業務が含まれております。

※当社の重要な子会社のうち、SFC CO.,LTD.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

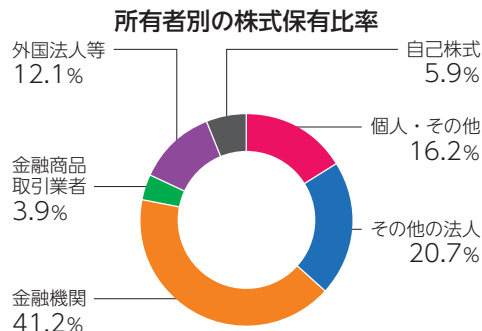
この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に問題がある場合等、会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

4 株式に関する事項

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,413,726株
(自己株式496,038株を含む)
- (3) 株主数 6,542名
(前期末比 857名減)
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,033,200株	13.0%
東ソー株式会社	700,000株	8.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	615,000株	7.8%
株式会社みずほ銀行	298,704株	3.8%
農林中央金庫	227,430株	2.9%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	200,000株	2.5%
JPモルガン証券株式会社	172,409株	2.2%
明治安田生命保険相互会社	164,535株	2.1%
株式会社東邦銀行	148,399株	1.9%
三井住友海上火災保険株式会社	141,400株	1.8%

※当社は、自己株式 (496,038株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

※持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

事業報告

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	—	—
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

5 ステークホルダーへの還元に関する方針

当社グループは、株主を含む色々なステークホルダー（利害関係者）との適切な協働に努めております。すなわち、お取引先との間で、自由な競争原理に基づいた公正な取引を実施し、また、購入お取引先に対しては、常に対等・公正な立場で接し、誠実な取引を行い、従業員に対して、健康・安全で働きやすい職場環境の実現に努め、そして、社会に対しては、省資源・省エネルギーに努め、環境保全のために、積極的に取り組みます。以上の結果、適切な税務申告及び納税を行います。

当社グループは、こうした株主を含む色々なステークホルダー（利害関係者）との適切な協働を通じて、健全かつ安定した経営基盤の構築と企業価値の持続的向上に努めてまいります。そして、獲得された利益について、内部留保として投資等の活動に充当し、当社グループの成長につなげることで、株主の皆様へ利益を還元することの、両者のバランスを適切に図ることを基本方針とします。

具体的には、内部留保資金については、中長期的な競争力の強化を図るべく、中核事業の拡大等の戦略投資、新規事業・製品の創出に繋がる研究開発に加え、コストダウン・省エネルギー・二酸化炭素削減を含む環境対応が見込まれる案件等への原資として有効に活用します。

株主の皆様への還元については、業績動向・将来の事業展開・不測のリスク等を総合的に勘案し、特に、「株主資本配当率（DOE）」を意識し、安定的、継続的に、株主の皆様への適正な還元を決定します。

上記方針に基づき、当期の1株当たりの期末配当金につきましては、前事業年度より5円増配の普通配当金30円（支払開始予定日 2022年6月27日）とさせていただきます。なお、当期は、中間配当金として前事業年度より5円増配の1株当たり30円を実施しておりますので、期末配当金30円と合わせて、1株当たりの年間配当金は、前事業年度より10円増配の60円となります。

事業報告

6 コーポレート・ガバナンスの充実・強化

▶ 基本的な考え方

当社グループは、スペシャリティ製品を軸とした、オリジナリティにあふれるポートフォリオと環境に優しいモノづくりで、持続可能な社会の実現に貢献する企業を目指し、経営の効率性を高めつつ、株主・お客様・お取引様・地域社会・従業員等、幅広いステークホルダーの価値創造に配慮し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献し、経営の健全性・適法性を確保し、かつ効率性を高めることを、経営の最重要課題の一つと位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実、強化に努めてまいります。

▶ コーポレート・ガバナンス体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の参画を得て取締役会の監督機能を強化しております。

取締役会は、迅速かつ機動的な企業経営を実現するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、取締役に委任しております。

その一方で、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督しております。

取締役会は以下の7名で構成されています。

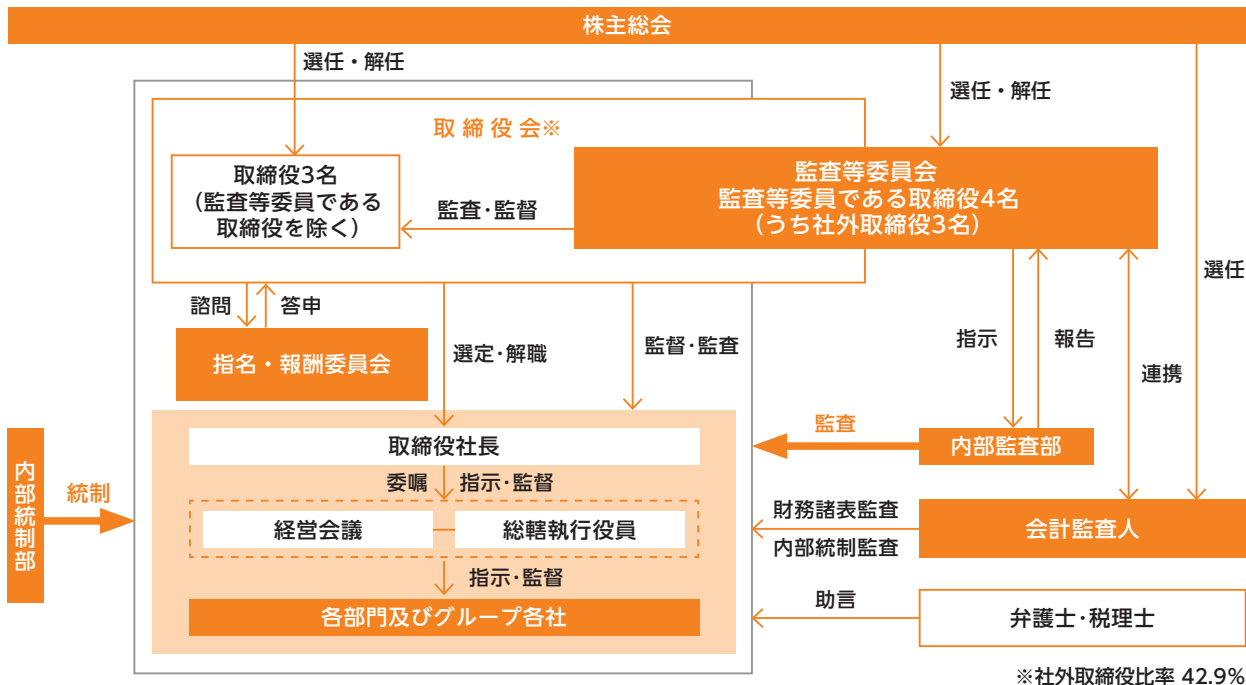
取締役社長 代表取締役	松本 祐人
取締役	笠原 郁
取締役	砂田 栄一
取締役 監査等委員	蛭子井 敏
社外取締役 監査等委員	加藤 周二、山本 伸浩、坂井 眞樹

また監査等委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役会がその役割に基づいた適切な付議議題について十分に議論を行っているか、取締役会における議論を充実させるための支援体制を十分に整備しているかなどの点を中心に分析し、取締役会評価を実施しております。

■ コーポレート・ガバナンス強化の取り組み

2003年 6月	執行役員制度の導入
2004年 3月	役員退職慰労金制度廃止
2006年 5月	内部統制基本方針制定
2006年 11月	内部統制室(現内部統制部)の新設
2013年 6月	社外取締役の登用開始
2015年 6月	監査等委員会設置会社に移行
2016年 7月	株式報酬制度の導入
2018年 1月	新たな経営体制に移行
2019年 6月	指名・報酬委員会設置
2021年 3月	改正会社法対応
2021年 5月	取締役会スキルマトリクス公表

■コーポレート・ガバナンス体制図



●株主総会

当社は、株主・投資家に対して、法定開示・適時開示を適切に行うだけでなく、自らの経営戦略等の情報を積極的に提供し、企業活動に対する理解促進に努めております。

また、株主が株主総会に参加しやすいよう、集中日を回避した開催、招集通知の早期発送・英文化、電子行使（スマート行使）利用及び議決権電子行使プラットフォーム利用等運営を工夫しております。

当社は、株主との双方向の建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図っております。

事業報告

●取締役会

取締役会は、多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定ができるよう、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役との合計7名の取締役で、構成しております。

社外取締役の比率は、42.9%となっております。

選任基準については、社内取締役には、経営者に相応しい人格、豊かな経験と素養を有すること等を定め、社外取締役には、豊かな経験を培い、経験と知見を有すること等を定めております。

当社では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者とするを取締役会で審議し、決定する一方、これらの資質を欠く場合や著しい業績不振を招いた場合には、解任の事由に相当することがあるものとします。

取締役候補者の選任理由については、当社ウェブサイトに掲載している株主総会参考書類において、経歴等を公表しております。

第164期定時株主総会における取締役候補者の専門知識や経験等のバックグラウンドは、以下のとおりです。取締役会スキルマトリクスについては、中期経営計画「SPEED 25/30」達成の観点から、以下6スキルを選定しています。

－会社としての基本機能を果たすためのスキル3つ：

「企業経営」「法務・リスクマネジメント」「財務・経理」

－当社運営の要としている三位一体（研究開発・生産・販売）に対応したスキル2つ：

「事業戦略」「研究開発・技術・生産」

－当社事業フィールドがクロスボーダーに渡っていることに対応したスキル1つ：

「国際性」

氏名	企業経営	法務・ リスクマネジメント	財務・経理	事業戦略	研究開発・ 技術・生産	国際性
松本 祐人	●			●	●	●
笠原 郁	●			●	●	
辻次 賢二	●	●	●			
蛭子井 敏	●			●	●	●
加藤 周二(社外)	●			●		●
山本 伸浩(社外)		●	●	●		
坂井 眞樹(社外)				●	●	●

※社外取締役につきましては、「社外」を表示しています。

※各人に特に期待する分野を記載しています。各人の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

● 指名・報酬委員会

当社は、指名・報酬等に関する、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占めるとともに独立社外取締役が委員長である、指名・報酬委員会を、2019年6月25日付で設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役5名（うち独立社外取締役3名）で構成されており、以下の事項について審議し、取締役会に報告を行い、取締役会は、報告内容を尊重することとします。

- ・取締役の選任・解任と代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する方針
- ・株主総会に付議する取締役の選任・解任に関する議案
- ・取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する議案
- ・取締役の報酬等の決定に関する方針
- ・株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案
- ・その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

● 監査等委員会

監査等委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、重要会議への出席や当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して適時適切な報告を求めることにより、取締役等役員の職務執行の適法性、会社業務の適正性、内部統制、財務状況等についての監査を実施しております。

また会計監査人と連携をとり、監査業務に関して必要に応じた対応を行っております。

● 執行役員

当社の執行役員制度は、

①経営の効率化②その効果としての意思決定の迅速化③機能の特化④監督・監視機能の強化⑤経営の強化を狙いとして導入したものです。

取締役社長は、その狙いに合致した執行役員を選任し、主たる部門の執行にあたらせております。

事業報告

● 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任し、同監査法人より会計監査だけでなく、内部統制監査等を通じて、正確・公正な実務処理に関する助言も得ております。

当社の会計監査業務を執行した会計監査人の状況

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤本 浩巳

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山口 昌良

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者7名、その他8名であります。

● 内部統制部

当社は、内部統制部を設置し、会社法及び金融商品取引法で要求される当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況を継続的に確認・評価し、現存する業務上のリスクが許容レベル以下に保たれるように図っております。

また、当社グループ全体の内部統制水準を維持・強化するとともに、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するための諸施策を推進しております。

● 内部監査部

当社は、内部監査部を設置し、当社グループにおける、会社法等に対応した内部統制の監視、業務の適正が確保されるよう推進しております。

さらに監査等委員会の事務局として監査等委員会の業務を支援し、監査品質の維持・向上を図っております。

▶ リスクマネジメント

● 基本的な考え方

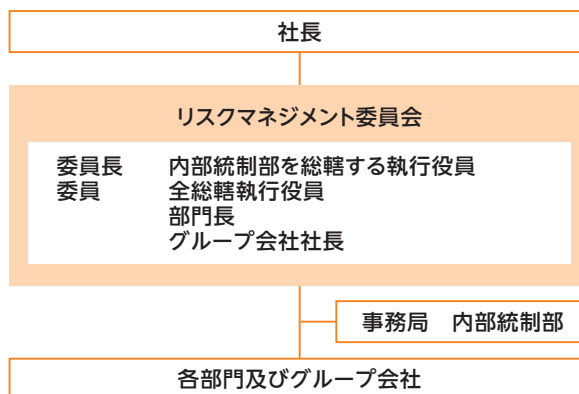
当社グループに損害を与える違法行為、品質不良、天災、感染症その他のリスクについて、損害を最小化するために、当社グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

また、企業価値を維持、増大し、企業の社会的責任を果たし、グループの持続的発展を図るため、役員はもとより、全従業員がリスク認識を向上させ、全員参加によりリスクマネジメントを推進する取り組みを行っております。

● リスクマネジメント委員会

当社は、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会を定期的を開催し、当社グループ全体として、リスク認識を図った上で、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施しているとともに、「危機管理規程」に基づき損害を最小化する取り組みを行っております。

■ リスクマネジメントの体制図



▶ コンプライアンス

● 推進体制

当社グループは、「内部統制基本方針」に則り各種規程類を定め、内部統制部を中心として、コンプライアンスを組織的に、かつ横断的に取り組んでおります。

またコンプライアンスの状況を内部監査部が監査し、必要がある場合、提言・改善指導を行っております。

事業報告

● 「企業行動指針」・「コンプライアンス行動方針」

当社は、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる方針・規程類を定め、当社グループの全役員・従業員は、これらの規程を遵守し、法令・定款及び社会規範に則って行動します。

「企業行動指針」は、当社グループが行うあらゆる企業活動において、会社、全役員・従業員が遵守すべき指針を定めたものです。

「コンプライアンス行動方針」は、当社グループの全役員・従業員が、当社グループのもつ社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面において関連法令及び社内規程の遵守を徹底し、社会規範に適合した行動をとることが当社グループの健全な発展のために不可欠であるとの認識の下に、業務遂行において遵守すべき事項を定めた「企業行動指針」を、さらに分かりやすく明確にしたものです。

● 税務コンプライアンス

当社グループは、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」に基づき、各国、各地域において適正な納税の義務を果たすことにより、社会的な要求・期待に応えてまいります。

そのため、各種税制に適切に対応するための体制を確保すること、税務当局への適時適切な税務情報の提出に協力すること、所得の他国移転やタックスヘイブンの利用といった恣意的な租税回避策を採らないことなど、税務コンプライアンスの維持・向上に取り組んでおります。

● 内部通報制度

当社グループは、「内部通報規程」に基づき、法令違反、企業倫理違反等の早期発見・未然防止を目的として、内部統制部と社外弁護士を窓口とする内部通報制度を整えております。

この制度においては、通報に基づく調査にあたり、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限の配慮がなされ、誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として、解雇、配転、差別などの不利益を受けることのないよう、「内部通報規程」に通報者の保護を明記し、最大限の注意が払われております。

また、内部通報の状況等は監査等委員会に報告されます。

● コンプライアンス教育

当社グループは、コンプライアンスを徹底するために、コンプライアンス意識の醸成・向上の観点から、当社グループの全従業員を対象としたコンプライアンス研修（年4回）、役員研修（年1回）、グループ会社役員研修（年1回）及びe-ラーニングを利用した個別教育を、継続的に実施しております。

さらに、当社グループの役員・管理職員（管理職一步手前の職員を含む）に「ビジネス・コンプライアンス検定試験（初級）」の受験を義務づけ、コンプライアンス知識の習得・向上に取り組んでおります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,013	流動負債	11,487
現金及び預金	10,943	支払手形及び買掛金	4,738
受取手形	1,141	短期借入金	2,999
売掛金	11,287	未払金	1,213
有価証券	511	未払法人税等	1,086
商品及び製品	6,019	契約負債	24
仕掛品	1,130	その他	1,424
原材料及び貯蔵品	2,177	固定負債	7,048
その他	831	長期借入金	3,366
貸倒引当金	△29	繰延税金負債	1,259
固定資産	32,435	再評価に係る繰延税金負債	1,228
有形固定資産	22,449	退職給付に係る負債	73
建物及び構築物	6,282	その他	1,120
機械装置及び運搬具	3,123	負債合計	18,535
土地	11,709	(純資産の部)	
建設仮勘定	432	株主資本	35,131
その他	902	資本金	11,196
無形固定資産	243	資本剰余金	8,718
のれん	43	利益剰余金	16,883
ソフトウェア	153	自己株式	△1,666
その他	46	その他の包括利益累計額	6,284
投資その他の資産	9,741	その他有価証券評価差額金	2,303
投資有価証券	7,987	土地再評価差額金	2,784
繰延税金資産	232	為替換算調整勘定	1,196
その他	1,539	非支配株主持分	6,496
貸倒引当金	△17	純資産合計	47,912
資産合計	66,448	負債純資産合計	66,448

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		41,879
売上原価		24,221
売上総利益		17,657
販売費及び一般管理費		11,236
営業利益		6,421
営業外収益		
受取利息及び配当金	260	
雑収入	372	633
営業外費用		
支払利息	47	
雑損失	93	140
経常利益		6,914
特別利益		
固定資産売却益	23	23
特別損失		
固定資産除却損	14	
減損損失	532	
補修工事関連引当金繰入額	112	
災害による損失	54	713
税金等調整前当期純利益		6,224
法人税、住民税及び事業税	1,526	
法人税等調整額	△80	1,445
当期純利益		4,778
非支配株主に帰属する当期純利益		1,526
親会社株主に帰属する当期純利益		3,251

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,951	流動負債	8,002
現金及び預金	3,452	買掛金	2,517
受取手形	62	短期借入金	2,999
売掛金	8,408	未払金	1,061
商品及び製品	3,563	未払法人税等	471
仕掛品	98	未払費用	213
原材料及び貯蔵品	1,504	賞与引当金	417
未収入金	94	環境対策引当金	36
前払費用	154	契約負債	13
短期貸付金	1,568	その他の流動負債	272
その他の流動資産	52	固定負債	6,619
貸倒引当金	△7	長期借入金	3,366
固定資産	33,385	繰延税金負債	1,227
有形固定資産	20,307	再評価に係る繰延税金負債	1,228
建物	2,173	その他の固定負債	797
構築物	1,274	負債合計	14,622
機械装置	1,865	(純資産の部)	
車両運搬具	43	株主資本	32,687
土地	14,212	資本金	11,196
建設仮勘定	12	資本剰余金	9,603
その他の有形固定資産	724	資本準備金	7,093
無形固定資産	132	その他資本剰余金	2,509
ソフトウェア	88	利益剰余金	13,554
ソフトウェア仮勘定	28	その他利益剰余金	13,554
その他の無形固定資産	15	別途積立金	1,900
投資その他の資産	12,945	繰越利益剰余金	11,653
投資有価証券	7,154	自己株式	△1,666
関係会社株式	5,082	評価・換算差額等	5,027
関係会社出資金	76	その他有価証券評価差額金	2,243
長期貸付金	200	土地再評価差額金	2,784
長期前払費用	24	純資産合計	37,714
その他の投資	424	負債純資産合計	52,337
貸倒引当金	△17		
資産合計	52,337		

計算書類

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		25,834
売上原価		18,083
売上総利益		7,751
販売費及び一般管理費		6,284
営業利益		1,467
営業外収益		
受取利息及び配当金	706	
雑収入	441	1,147
営業外費用		
支払利息	45	
雑損失	81	126
経常利益		2,488
特別損失		
固定資産除却損	7	
減損損失	532	
災害による損失	54	594
税引前当期純利益		1,893
法人税、住民税及び事業税	569	
法人税等調整額	△229	340
当期純利益		1,553

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

保土谷化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩 巳
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 口 昌 良
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、保土谷化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

保土谷化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩 巳
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 口 昌 良
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること。また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

保土谷化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 蛭子井 敏 ㊟

監査等委員 加藤周二 ㊟

監査等委員 山本伸浩 ㊟

監査等委員 坂井眞樹 ㊟

(注) 監査等委員加藤周二、山本伸浩及び坂井眞樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(ご参考) TOPICS

TOPICS 1

RPA (Robotic Process Automation) の取組

当社グループでは、DX (Digital Transformation) の推進として、「RPA推進プロジェクト」を立ち上げ、RPAに取り組んでいます。RPAとは、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものであり、作業時間の短縮や、ヒューマンエラーを削減するなどの生産性向上が期待できます。社内研修等を実施し、RPA開発者を育成しており、今年度は、4名の従業員が開発者として認定されました。今後も、業務効率化につながると認識し、RPAに取り組んでまいります。

TOPICS 2

本社移転

当社グループは、本社を2022年5月6日より、東京都中央区から東京都港区に移転いたしました。移転にあたり、「新たな働き方」への対応も併せて実施し、中期経営計画「SPEED 25/30」で掲げるDXによる「競争力強化」を目指してまいります。また、「Joy・Open・Business!」(Joy:「働く喜び」を見出せる空間、Open: 役職員がオープンマインドで働ける空間、Business: 仕事の効率が高まる空間)を新本社のコンセプトとして、働き方改革を進め、エンゲージメントの向上を図り、役職員全員が働きがいを実感できる環境の構築に取り組んでまいります。



株主総会会場ご案内図



日時 | **2022年6月24日 (金曜日) 午前10時**
(受付開始: 午前9時)

会場 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部 2階大会堂
電話: 03 (3281) 1711 (代)

交通 | J R・東京メトロ丸ノ内線
「東京駅」 -----> **丸の内北口** から **徒歩2分**
東京メトロ東西線、千代田線、半蔵門線、都営地下鉄三田線
「大手町駅」 ---> **B1出口** から **徒歩2分**

| 総会会場 |
日本工業倶楽部 2階大会堂



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

